

農作業中の熱中症に気を付けましょう！

(農林水産省ホームページより作成)

1 夏の農作業で心がけること

- (1) 日中の気温の高い時間帯を外して作業を行いましょう
- (2) 作業前・作業中の水分補給、こまめな休憩をとりましょう
- (3) 熱中症予防グッズを活用しましょう
- (4) 単独作業を避けましょう
- (5) 高温多湿の環境を避けましょう



2 熱中症が疑われる場合の処置

- (1) 暑い環境で体調不良の症状がみられたら、すぐに作業を中断しましょう

※ 代表的な症状は以下のとおりですが、熱中症には特徴的な症状がなく、「暑い環境での体調不良」は全て熱中症の可能性あります

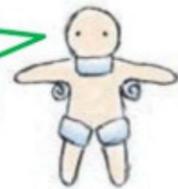


- (2) 応急処置を行いましょう



- ※ 涼しい環境へ避難しましょう
- ※ 服をゆるめて風通しをよくしましょう
- ※ 水をかけたり、扇いだりして体を冷やしましょう
- ※ 水分・塩分を補給しましょう

脇の下、両側の首筋、足の付け根を冷やすと効果的です



- 3 病院で手当を受けましょう

※ 意識がない場合、自力で水が飲めない場合、応急処置を行っても症状がよくなる場合は、すぐに病院で手当を受けるようにして下さい

詳細は、農林水産省ホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/attach/pdf/nechu-5.pdf



農業の先生を募集します！



小学生を対象に、農作物の栽培指導や出前授業などをしてくださる方を探しています。ご興味のある方は、西部農政事務所(093-693-9912)まで。



地元でとれる農産物、海産物などの情報やニュースを発信中！
〜〜地元いちばんホームページを見にきてね〜〜
<https://www.jimoto1ban.jp/>



北九州市ホームページ <https://www.city.kitakyushu.lg.jp>

令和2年8月発行

北九州市

農林水産だより

No.219

北九州市産業経済局
農林水産部農林課
☎(093)582-2078

農薬は決まりを守り正しく安全に使いましょ！

農薬の適正な使用及び保管管理について、徹底いただくようお願いします。



1 農薬の保管管理にあたって

- (1) 農薬は鍵がかかり、盗難・紛失等の恐れのない保管庫や倉庫などに保管する。
- (2) 農薬は必要な量だけ購入し、不要な在庫が生じないようにする。
- (3) 使用残農薬等の処理に当たっては、関係法令を遵守し産業廃棄物として適切に処分する。

2 農薬の適正な使用について

- (1) 農薬を使用する際には、必ず記載事項をよく確認し、適用作物、希釈倍率、散布回数等の農薬使用基準を遵守する。
- (2) 農薬の散布は必要量のみを調製し、無駄なく行う。また、調製した農薬は使い切る。
- (3) 農薬の散布の際には、使用者自身の安全を確保するとともに、周辺の農作物や住宅等に農薬が飛散しないように十分配慮する。
- (4) クロルピクリン剤等の土壌燻蒸剤を使用する場合は、防護マスクの着用や施用直後にほ場をビニール等で被覆を確実にするなど、安全確保を徹底する。
- (5) 農薬の使用前には、防除器具等が十分に洗浄されているか確認する。また、使用後は農薬を調製したタンクや散布に用いたホース等に散布液が残らないように十分洗浄する。

3 農薬の使用状況の記録について

農薬を使用した時は、次の(1)～(5)の5項目を記録。

- (1) 使用年月日
- (2) 使用場所
- (3) 使用農作物
- (4) 使用農薬の種類、名称
- (5) 使用量、希釈倍率



ため池の管理者の皆様へ

ため池点検マニュアル(市のホームページに掲載)を参考に日ごろからできるだけ低水管理に努めていただくとともに、ため池内の流木、浮遊物等は余水吐きの閉塞の原因となり、最悪の場合はため池決壊につながる恐れがありますので、除去していただくようお願いいたします。



「ため池点検マニュアル」

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10900202.html>



ご存じですか？新型コロナウイルス感染症に対する支援策

～高収益作物次期作支援交付金のご案内～

新型コロナウイルス感染症の発生により売り上げが減少する等の影響を受けた高収益作物(野菜・花き・果樹・茶等)について、今後の需要に対応するための生産活動(次期作)を経済的に支援する国の取組です。

支援条件(全部を満たす)

- 令和2年2月から4月までの間に高収益作物を出荷もしくは廃棄処分をした生産者(観光農園、輸出事業者含む)であること。
- 被害時期の後に行われる高収益作物の作付について、国が求める取組項目を2つ以上取り組むこと。
必要な取組については、右ページをご参照ください。
- すべての取組が令和2年度内に完結すること。

支援内容

- 野菜・花き・果樹・茶の場合:5万円/10a(栽培面積。以下同。)

注:1a単位の申請です。

- 下記の品目の場合(高集約型品目)

かん水・加温・換気施設のある施設花き 施設栽培の大葉(しそ)、わさび	80万円/10a
施設栽培のマンゴー、おうとう、ぶどう	25万円/10a

注1:高集約型の申請単位は0.1a単位です。

注2:高集約型は取組加算・人件費加算のメニューも設定されています。

本市における事業の推進状況

本市では北九州市農業再生協議会が事業実施主体として事業を行っています。事業の推進は、北九州市とJA北九で役割分担して実施します。

項目	JA	市
対象者	<ul style="list-style-type: none"> JA 組合員(たけのこ含む) JA 共販出荷者 JA 直売所出荷者 等 	<ul style="list-style-type: none"> JA 組合員外の生産者 企業法人 個別対応が特に必要な生産者
推進単位	部会、出荷班、営農センター等の単位で 適宜推進	個別対応
取りまとめ時期	毎月申請(複数回申請予定)	
問い合わせ等	門司・小倉地区 東部営農経済センター ☎451-9210 八幡地区 八幡営農経済センター ☎618-0130 若松地区 西部営農経済センター ☎741-2266	門司・小倉地区 東部農政事務所 ☎951-1020 戸畑・八幡・若松地区 西部農政事務所 ☎693-9912

高収益作物次期作支援交付金の取組例

この例は国が提示したものです。各取り組みの具体的な内容などは、取り組む前にJAまたは市にご確認ください。取組の⑧は高集約型品目の場合、対象となりません。

取組類型	取組項目	取組内容例(5万円/10aの場合)
生産・流通コストの削減に資する取組	① 機械化体系の導入	<input type="checkbox"/> 定植機 <input type="checkbox"/> 収穫機 <input type="checkbox"/> その他農業機械の利用 <input type="checkbox"/> 乗用型摘採機 <input type="checkbox"/> 可搬型摘採機等の利用 <input type="checkbox"/> 乗用型管理機(防除機、中切り機、SS等)の利用 <input type="checkbox"/> 可搬型刈払機等の管理機械の利用 <input type="checkbox"/> 自動式・リモコン式草刈機の利用 <input type="checkbox"/> 農業機械の共同利用 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組()
	② 集出荷経費の削減に資する資材の導入	<input type="checkbox"/> 大型鉄コンテナ <input type="checkbox"/> 選果機・選花機の利用 <input type="checkbox"/> パレット <input type="checkbox"/> 通い容器 <input type="checkbox"/> 自動包装机の利用 <input type="checkbox"/> 産地等で推奨する梱包資材(段ボール等)の利用 <input type="checkbox"/> 生葉トラックコンテナ <input type="checkbox"/> オートテーパーの利用 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組()
生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組	③ 品目・品種等の導入	<input type="checkbox"/> 産地等で推奨する品目又は品種の栽培 <input type="checkbox"/> 異なる茶種への転換(煎茶からかぶせ茶等) <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組()
	④ 肥料・農薬等の導入	産地等で推奨する <input type="checkbox"/> 肥料 <input type="checkbox"/> 農薬 <input type="checkbox"/> 資材の利用 <input type="checkbox"/> 点滴施肥 <input type="checkbox"/> 総合的病害虫管理の実施 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組()
	⑤ かん水設備等の導入	<input type="checkbox"/> かん水装置(スプリンクラー等)の利用 <input type="checkbox"/> 換気装置 <input type="checkbox"/> 空調機器 <input type="checkbox"/> LED証明装置の利用 <input type="checkbox"/> 分析装置 <input type="checkbox"/> 気象関連機器 <input type="checkbox"/> 冷蔵貯蔵庫の利用 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組
土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組	⑥ 土壌改良・排水対策の実施	<input type="checkbox"/> 天地返し <input type="checkbox"/> 暗きょ施工の実施 <input type="checkbox"/> 浅耕等の耕うんの実施 <input type="checkbox"/> 敷き草等の有機物の投入 <input type="checkbox"/> 土壌改良資材の施用 <input type="checkbox"/> 堆肥の投入 <input type="checkbox"/> 土壌分析の実施 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組()
	⑦ 被害防止技術の導入	<input type="checkbox"/> 土壌消毒の実施 <input type="checkbox"/> 不織布 <input type="checkbox"/> 二重張りカーテンの利用 <input type="checkbox"/> 防虫ネット <input type="checkbox"/> 防風ネット <input type="checkbox"/> 電撃殺虫器の利用 <input type="checkbox"/> 防霜ファン等の利用 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組()
作業環境の改善に資する取組	労働安全確認事項の実施(講習会の受講等)	<input type="checkbox"/> 安全講習会(eラーニング含む)の受講 <input type="checkbox"/> 農作業安全啓発動画の視聴 <input type="checkbox"/> 機械の点検 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組()
	⑧ 農業機械への安全装置の追加導入、ほ場環境改善・軽劣化対策の導入	<input type="checkbox"/> トラクター安全装置の装着 <input type="checkbox"/> 畦畔自動草刈り機の利用 <input type="checkbox"/> 圃場進入路の改良 <input type="checkbox"/> アシストスーツの利用 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組()
事業継続計画策定の取組	事業継続計画の策定等	<input type="checkbox"/> JA等による事業継続計画の策定 <input type="checkbox"/> 事業継続計画に基づく資材備蓄 <input type="checkbox"/> その他これに準ずる取組()

その他の新型コロナウイルス感染症対策については、農林水産省ホームページ等をご参照ください。
 「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策」
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html

